

# 令和6年度 フォスタリング機関 総合補償制度のご案内

## 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約  保険金額  保険期間  保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。  
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

### 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等、お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】**0120-727-110**

受付時間：平日/午後5時～翌日午前9時  
土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間  
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

## 問い合わせ先

<p>●<b>取扱代理店</b> 株式会社 福祉保険サービス 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763 受付時間：平日の9：30～17：30(土日・祝日、年末年始を除きます。)</p> <p>●<b>団体契約者</b> 社会福祉法人 全国社会福祉協議会(総務部) 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル TEL 03-3581-7820 FAX 03-3581-7854 受付時間：平日の9：30～17：30(土日・祝日、年末年始を除きます。)</p> <p>●<b>引受保険会社</b> 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-5137 受付時間：平日の9：00～17：00(土日・祝日、年末年始を除きます。)</p>	<p>●<b>指定紛争解決機関</b> 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ダイヤル]0570-022808&lt;通話料有料&gt; 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.sonpo.or.jp/">https://www.sonpo.or.jp/</a>)</p>
---	--

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式サイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

本制度はフォスタリング機関の業務および支援する里親や子どもの補償について、フォスタリング機関が加入者となって一括して加入いただく団体保険制度です。

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

本補償制度における「子ども」とは、里親に委託された児童です。

# フォスタリング機関総合補償制度の全体像

## 1. フォスタリング機関総合補償制度について

里親のリクルートから里親登録前後の研修、子どもと里親家庭のマッチング、委託後の里親養育の支援といった一連の業務(フォスタリング業務)のなかで生じるさまざまなリスクを対象とする総合補償制度です。



## 2. 本補償制度の加入者について

本補償制度の加入者は、都道府県知事(指定都市または児童相談所設置市(特別区を含む)の市長を含む。)から里親支援機関の指定を受け、フォスタリング業務を包括的もしくはその一部を実施する機関(フォスタリング機関)となります。

令和6年4月以降、児童福祉法改正に伴い新設される里親支援センター(仮称)等がフォスタリング事業を実施する場合も対象となります。

※里親支援センター(仮称)については、今後、その業務を含む詳細が示される予定となっていますので、詳細は福祉保険サービスまでご照会ください。

## 3. 保険契約期間

令和6年4月1日(月)～令和7年4月1日(火)

(中途加入の場合)前月20日までに加入依頼書、通知書を受領し、かつ保険料入金確認ができたご契約は翌月1日から補償開始となります。

なお、至急で加入されたい場合は、加入依頼書と保険料納付が確認できた翌日からの補償も可能です。ただし、保険料は月割となります。

### 参考

フォスタリング機関の賠償責任や職員のケガについて、全社協の福祉保険制度のうち、下記の保険に加入されている場合は、当該保険により下記の範囲で補償の対象となります。

#### ●「しせつの損害補償」

フォスタリング機関の賠償責任補償

⇒プラン1-①「基本補償」およびオプション1「訪問・相談サービス補償」

フォスタリング機関役職員のケガの補償

⇒プラン3-②「施設職員の傷害事故補償」

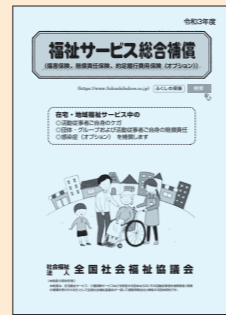
※フォスタリング事業を実施する児童養護施設等においては、「フォスタリング機関総合補償制度」と「しせつの損害補償」の両方に加入いただくことで、今後、里親支援センター(仮称)を受託する場合も含め、よりご安心いただけます。



#### ●「福祉サービス総合補償」

フォスタリング機関の賠償責任補償

フォスタリング機関役職員のケガの補償



※上記制度はそれぞれ補償金額等が異なります。

# 1

## フォスタリング機関の賠償責任補償

(施設所有者管理者特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項セット賠償責任保険)

### 補償の対象となる主な内容

フォスタリング機関がフォスタリング業務を行ううえで生じた法律上の賠償責任を補償します。

- ・日本国内において、フォスタリング業務が原因で他人の身体や財物を損壊したことによる法律上の賠償責任を補償します。
- ・日本国内において、フォスタリング機関が作り、提供した飲食物などにより里親や委託されている子どもなどに病気やケガをさせてしまったことによる法律上の賠償責任を補償します。
- ・フォスタリング機関が他人から預かった物を壊してしまったり、汚損させてしまったことによる法律上の賠償責任を補償します。
- ・フォスタリング業務に起因して生じた、人格権の侵害もしくは宣伝障害(著作権侵害等)による法律上の賠償責任を補償します。
- ・保険適用の事故が発生した場合に、慣習として支払う見舞金、見舞品購入費用などを補償します。
- ・補償の対象となる事故が発生した場合、もしくはそのおそれが生じた場合に発生する、応訴のための人件費や交通費、文書作成費などを補償します。

### 保険金をお支払いする事故例



登録里親への研修中に参加者にケガを負わせてしまった。



一時預かり中の委託されている子どもに提供した食事が原因で食中毒が発生してしまった。

### 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意によって生じた賠償責任
  - ・地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然現象によって生じた賠償責任
  - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
  - ・専門的職業行為に起因する賠償責任
  - ・自動車等の所有、使用、管理に起因する賠償責任
  - ・施設の新築、改築、修理、取りこわし等に起因する賠償責任など
- ※詳細はP11以降をご確認ください。

### 被保険者 (補償の対象となる方)

フォスタリング機関

### 保険金額

補償の項目	保険金額
施設賠償責任補償	対人(1名・1事故)・対物(1事故)1億円限度 ※1回の事故について身体・対物それぞれの損害額を合算して1億円が限度
生産物賠償責任補償	対人(1名・1事故・期間中)1億円限度
受託者賠償責任補償	1事故・期間中50万円(自己負担額5,000円)限度
人格権侵害	1名100万円、1事故・期間中1,000万円限度
被害者対応費用	1名2万円(死亡は10万円)、期間中1,000万円限度
事故対応特別費用	1,000万円限度

### 保険料 (保険期間:1年、一括払)

1フォスタリング機関 ..... **6,000円**(年間)

## 2 フォスタリング機関役職員のケガの補償

(普通傷害保険(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約)、社会貢献活動団体傷害保険特約セット)

### 補償の対象となる主な内容

フォスタリング業務に従事する役職員が、業務従事中および通退勤途上に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガを負った場合に補償します。

死亡保険金

後遺障害保険金

入院保険金

手術保険金

通院保険金

※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、熱中症についても対象としています。

### 保険金をお支払いする事故例



フォスタリング業務従事中に階段で転倒してしまい、ケガをした。



通勤途上で交通事故にあいケガをした。

### 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重大な過失による場合
  - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
  - 地震、噴火またはこれらによる津波
  - 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
  - 脳疾患、疾病または心神喪失
  - 妊娠、出産、早産また流産
- ※詳細はP15以降をご確認ください。

### 被保険者

フォスタリング業務に従事する役職員(常勤・非常勤は問いません。)

※加入時に名簿の提出は不要ですが、事故時には対象となる役職員が所属していることを確認できる名簿をご提出いただきます。

※雇用関係のない業務補助者(ボランティア)や実習生は対象となりません。

### 保険金額

補償の項目	保険金額
死亡保険金	280万円
後遺障害保険金	程度の応じて死亡保険金の4~100%
入院保険金日額	3,000円
手術保険金	入院を伴う場合 : 30,000円 入院を伴わない場合: 15,000円
通院保険金日額	1,200円

### 保険料 (保険期間:1年、一括払)

役職員1名あたり ..... **1,440円**(年間)

## 3 里親の賠償責任補償

(施設所有者管理者特約条項、生産物特約条項セット賠償責任保険)

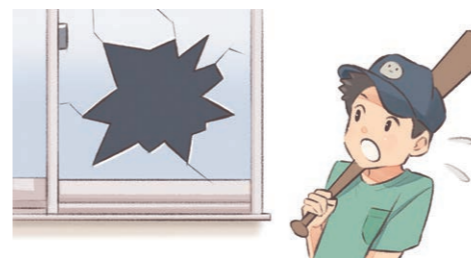


### 補償の対象となる主な内容

里親(登録里親を含む)が負う法律上の賠償責任を補償します。

- 日本国内において、里親の養育に関する行為等により、子どもや他人にケガを負わせた場合や、他人の財物を壊したことによる法律上の賠償責任を補償します。
- 責任能力のない子どもの行為が原因で里親に発生した法律上の賠償責任を補償します。
- 日本国内において、里親が作り、提供した飲食物などが原因で子どもや第三者に病気やケガを負わせてしまったことによる法律上の賠償責任を補償します。
- 里親の言動によって生じた、人格権の侵害による法律上の賠償責任を補償します。
- 保険適用の事故が発生した場合に、慣習として支払う見舞金、見舞品購入費用などを補償します。
- 補償の対象となる事故が発生した場合、もしくはそのおそれが生じた場合に発生する、応訴のための人件費や交通費、文書作成費などを補償します。

### 保険金をお支払いする事故例



委託されている子ども(12歳未満\*)が隣家の窓ガラスを割ってしまい、里親が弁償することになった。

※低年齢など責任能力のない者(責任無能力者)は不法行為による損害賠償責任を負いませんが、その代わり、親や責任無能力者を監督する義務を法律上課されている者(里親など)が損害賠償責任を負わなければなりません。

### 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意によって生じた賠償責任
  - 地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然現象によって生じた賠償責任
  - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
  - あんま、マッサージ、指圧、はりきゅう、医療行為等の専門的職業行為に起因する賠償責任
  - 自動車等の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- ※詳細はP11以降をご確認ください。

### 被保険者

里親 ※補償対象とする里親名を加入通知書に記載の上、ご提出をお願いします。

### 保険金額

補償の項目	保険金額
施設所有者賠償	対人(1名・1事故)・対物(1事故)1億円限度 ※1回の事故について身体・財物それぞれの損害額を合算して1億円が限度
生産物賠償	対人(1名・1事故・期間中)1億円限度
人格権侵害	1名100万円、1事故・期間中1,000万円限度
被害者対応費用	1名2万円(死亡は10万円)、期間中1,000万円限度
事故対応特別費用	1,000万円限度

### 保険料 (保険期間:1年、一括払)

1世帯あたり ..... **6,000円**(年間)

# 4 子どもの賠償責任補償

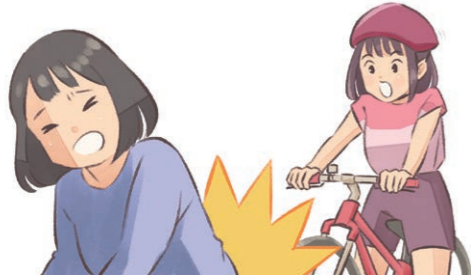
(個人賠償責任補償特約セット傷害総合保険)



## 補償の対象となる主な内容

日本国内外において責任能力のある子ども(12歳以上\*)が日常生活中に他人をケガさせてしまったり、他人から預かったものを壊してしまったことなどが原因で発生した法律上の賠償責任を補償します。

## 保険金をお支払いする事故例



自転車で歩行者と衝突してしまい、相手にケガをさせてしまった。



ボール遊びをしている際に委託されている子どもが投げたボールが原因で通りがかりの第三者にケガをさせてしまった。

### ※責任能力のある子どもとは

「過失行為等による民事責任(不法行為責任)、または刑事責任を負う能力」をいいます。民法上は「行為の責任を弁識するに足りる知識、すなわち自己の行為が不法な行為として法律上の責任が生じることを解する精神能力(これを責任弁識能力といいます。)」とされ、これを欠く未成年者や心身喪失者は、不法行為による損害賠償責任を負いません。

責任能力の有無は具体的な事案ごとに判断されますが、一般的には**12歳前後から責任能力がある**とされています。

責任能力のない者(責任無能力者)は不法行為による損害賠償責任を負いませんが、その代わりに、親や責任無能力者を監督する義務を法律上課されている者(里親など)が損害賠償責任を負わなければなりません。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意によって生じた賠償責任
  - 地震、噴火、洪水、津波これらに類似の自然現象によって生じた賠償責任
  - 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害
  - 自動車等の所有、使用、管理に起因する賠償責任
  - 心神喪失に起因する損害賠償責任
  - 被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ※詳細はP14以降をご確認ください。

## 被保険者

12歳以上の子ども(18歳未満が対象です。ただし、里親への委託が延長された場合20歳まで対象とすることができます。)

※補償対象とする子どもの名前を加入通知書に記載の上、ご提出をお願いします。

## 保険金額

補償の項目	保険金額
個人賠償責任補償	1億円限度
傷害総合保険(死亡・後遺障害のみ)	93万円

保険料 (保険期間:1年、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)セット、職種別A級、一括払)

12歳以上の子ども1人あたり ..... **2,400円**(年間)

# 5 里親・子どものケガの補償(24時間補償)

(傷害総合保険)



## 補償の対象となる主な内容

里親(登録里親を含む)、子どもが急激かつ偶然な外来による事故によって負ってしまったケガを補償します。(日常生活を含み24時間補償します。)

死亡保険金

後遺障害保険金

入院保険金

手術保険金

通院保険金

## 保険金をお支払いする事故例



委託されている子どもが室内で暴れ、里親がケガをした。



里親がフォスリング機関の研修に向かう途中で自動車にはねられケガをした。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重大な過失による場合
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により
- 正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産また流産
- ※詳細はP15以降をご確認ください。

## 被保険者

里親および子ども(18歳未満が対象です。ただし、里親への委託が延長された場合20歳まで対象とすることができます。)

※補償対象とする里親、子どもの名前を加入通知書に記載の上、ご提出をお願いします。

## 保険金額

### ●職種別がA級の場合

補償の項目	保険金額
死亡保険金	118万円
後遺障害保険金	程度の応じて死亡保険金の78~100%
入院保険金日額	2,000円
手術保険金	入院を伴う場合 :20,000円 入院を伴わない場合:10,000円
通院保険金日額	1,000円

### ●職種別がB級の場合

職種別B級の具体例:農耕作業、漁業作業、自動車運転者(タクシードライバー、トラック運転手、バス運転手等)、建設作業 など

補償の項目	保険金額
死亡保険金	103万円
後遺障害保険金	程度の応じて死亡保険金の78~100%
入院保険金日額	1,000円
手術保険金	入院を伴う場合 :10,000円 入院を伴わない場合:5,000円
通院保険金日額	700円

保険料 (保険期間:1年、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第3級)セット、一括払)

里親、子どもそれぞれ1人あたり ..... **6,000円**(年間)

# お申し込み方法

STEP 1

## 加入依頼書と加入通知書の記入、提出

### 加入依頼書の記入

- ・ 加入依頼書に必要な事項、各プランごとの加入人数(世帯数)と保険料を記入。
- ・ 加入依頼書には加入通知書の添付が必要です。保険の対象とする里親および子どもの氏名、生年月日、年齢、住所を記入。

※加入依頼書および加入通知書の様式は、以下よりダウンロードしてください。  
<https://www.fukushihoken.co.jp/>

### 提出

提出先 【郵送の場合】 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 総務部  
 フォスタリング機関総合補償制度 担当宛  
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

【FAXの場合】 03-3581-7854  
 ※至急で補償開始されたい場合は、必ずFAXで提出してください。

STEP 2

## 保険料のお振込み

### 振込先

みずほ銀行 新橋支店 店番号 130 普通口座番号 4174923  
 社会福祉法人全国社会福祉協議会 フォスタリング機関総合補償

※前月20日までに加入依頼書、通知書を受領し、かつ保険料入金確認ができたご契約は翌月1日から補償開始となります。

※振込手数料はお客様負担となります。

※請求書が必要な場合は全国社会福祉協議会 総務部までお問い合わせください。

STEP 3

## 加入者証の発送

- ・ 手続きが完了次第、順次加入者証を加入申込をしたフォスタリング機関に発送します。大切に保管をお願いいたします。

※加入者証はフォスタリング機関にのみ発送します。里親や子どもの賠償責任またはケガの補償に加入する場合は、当該里親および子どもには、フォスタリング機関より加入についてご説明ください。

# 加入依頼書の記載例

送付先 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 総務部 御中  
 〒100-8980 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル 2024年度用

### フォスタリング機関 総合補償制度 加入依頼書

「重要事項説明書」および「ご契約内容確認事項(意向確認事項)」を確認し、「個人情報の取扱いに関する説明事項」に同意のうえ、保険契約の加入を申し込みます。

加入申込人	フォスタリング機関名 代表者名 (加入証の宛先となります。)	社会福祉法人 ○○ 福祉会 理事長 ○○ ○○	社会福祉 法人(印) 福祉会
	担当者	総務課 ○○ ○○	
	所在地	〒160-8338 東京都新宿区西新宿○-○-○	
	連絡先	Tel ○○-○○○○-○○○○ Fax ○○-○○○○-○○○○	

※申込時点の世帯数・人数をご記入ください。中途加入の場合は、下記《中途加入時の保険料表》をご参照ください。

1. フォスタリング機関の賠償責任補償	<input checked="" type="radio"/> 加入する	<input type="radio"/> 加入しない	(中途加入月数)
1 機関 × 6,000 円 × 12			12
			6,000 円
2. フォスタリング機関役職員のケガの補償	<input checked="" type="radio"/> 加入する	<input type="radio"/> 加入しない	(中途加入月数)
フォスタリング業務に従事する役員数 2 人 × 1,440 円 × 12			12
			2,880 円
3. 里親の賠償責任補償	<input checked="" type="radio"/> 加入する	<input type="radio"/> 加入しない	(中途加入月数)
登録世帯数 10 世帯 × 6,000 円 × 12			12
			60,000 円
4. 子どもの賠償責任補償	<input checked="" type="radio"/> 加入する	<input type="radio"/> 加入しない	(中途加入月数)
(12歳以上)の子どもの人数 3 人 × 2,400 円 × 12			12
			7,200 円
5. 里親・子どものケガの補償	<input checked="" type="radio"/> 加入する	<input type="radio"/> 加入しない	(中途加入月数)
里親および子どもの人数 23 人 × 6,000 円 × 12			12
			138,000 円
合計保険料			214,080 円

《中途加入時の保険料表》 (円)

保険種類	中途加入月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
フォスタリング機関の賠償責任	6,000	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500
フォスタリング機関役職員のケガ	1,440	1,320	1,200	1,080	960	840	720	600	480	360	240	120
里親の賠償責任	6,000	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500
子どもの賠償責任	2,400	2,200	2,000	1,800	1,600	1,400	1,200	1,000	800	600	400	200
里親・子どものケガ	6,000	5,500	5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500

6. 保険料口座振込日 月 日  
 お手数ですが、ご依頼人名は「フォスタリング機関名」でお振り込みくださいますようお願いいたします。  
 ※お振込み人名義が上記機関名と異なるときは、ご記入ください。

金融機関名 みずほ銀行 新橋支店 店番号 130 普通口座番号 4174923  
 口座名義 社会福祉法人全国社会福祉協議会 フォスタリング機関総合補償

ご希望の保険期間の初日にあわせて加入依頼書の郵送および保険料を上記口座にお振り込みください。

※毎月20日までの受付分を翌月1日から補償・開始します。※3.4.5の補償にご加入の際には、かならず「加入通知書」も添付のうえ、ご提出ください。  
 ※至急で補償開始されたい場合は、こちらにチェックしてください。→  至急での加入( 月 日)

## 事故が起こった場合

●万が一事故が発生した場合は、専用の「事故報告書」に必要事項を記載し、フォスタリング機関から下記の損保ジャパン社まで送付、もしくはFAXにてお送りください。

※里親からの直接の事故報告は受付できません。

●書類到着後、損保ジャパン担当者より連絡させていただき、詳細を確認させていただきます。

<送付先> 損害保険ジャパン株式会社 本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル  
(FAXでも可 03-3344-5878)

## 事故報告書の記載例

損害保険ジャパン株式会社 団体保険金サービス第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル (FAXでも可です。 FAX:03-3344-5878 )		記入日 2024年○月○日
<b>フォスタリング機関 総合補償制度 事故報告書</b>		
申込人および被保険者(加入者)は、募集文書または損保ジャパン公式ホームページ( <a href="https://www.sompo-japan.co.jp/">https://www.sompo-japan.co.jp/</a> )に記載の個人情報の取扱いに同意します。		
1	加入者	フォスタリング機関名 社会福祉法人 ○○福祉会 代表者名 理事長 ○○ ○○ 担当者 事務局長 △△ △△ 所在地 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-3-2 連絡先 TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX
	加入プラン	<input type="checkbox"/> フォスタリング機関の賠償補償 <input type="checkbox"/> フォスタリング機関役職員のケガの補償 <input type="checkbox"/> 里親の賠償補償 <input type="checkbox"/> 子どもの賠償補償 <input checked="" type="checkbox"/> 里親・子どものケガの補償
	3	役職員氏名 <役職員のケガの場合> フリガナ
	4	里親氏名 <里親の賠償・ケガの場合> フリガナ フクシ タロウ 福祉 太郎
5	委託児童氏名 <子どもの賠償・ケガの場合> フリガナ	
6	事故日	2024年○月○日(土) ○時○分頃
7	事故場所	社会福祉法人 ○○福祉会 施設内
8	(賠償事故の場合)	フリガナ
	被害者氏名	連絡先
9	(ケガの場合)	
	傷病名	腰部打撲
	病院名	○△整形外科
10	傷病程度	連絡先 <input type="checkbox"/> 入院 期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 通院 期間: 2024年○月○日 ~ 2024年△月△日 手術: なし
	事故の原因・状況	研修に参加した際、施設の階段を踏み外して転倒し、腰部を打撲したものと。
11	その他・備考	
保険会社 社使用 権	保険種類	賠償・傷害
	証券番号	
	契約者名	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
	扱代理店	株式会社 福祉保険サービス(J9116)

## よくある質問(Q&A)

### 1. 補償制度全体について

Q1 加入対象者は誰になるのでしょうか。

A1 都道府県知事(指定都市および児童相談所設置市(特別区含む)の市長を含む)から里親支援機関の指定を受け、里親による養育の支援を行うフォスタリング機関が加入対象となります。  
※里親や子どもからの直接の加入申し込みは受け付けておりません。

Q2 保険期間の途中で里親や子どもの賠償補償やケガの補償の加入者数を変更することはできますか。

A2 加入者数の変更があった場合は、加入通知書に記載のうえ、全国社会福祉協議会 総務部にご提出ください。加入人数が増えた場合には追加保険料(月割り)をお支払いいただき、加入人数が減った場合には保険料(月割り)を返戻します。

Q3 児童相談所も加入できますか。

A3 里親および子どもの賠償補償やケガの補償についてのみ加入できます。  
※児童相談所の賠償および職員のケガの補償は、自治体で加入している他の補償制度をご確認ください。

Q4 加入者証を里親や子どもにも発行してもらうことはできますか。

A4 本制度の加入者はフォスタリング機関となるため、里親や子どもに個別に加入者証を発行することはできません。補償対象の里親および子どもに対しては、フォスタリング機関より補償内容等をご説明ください。

Q5 児童養護施設等に入所している子どもを登録里親宅等に試行的に預ける場合にも対象となりますか。

A5 里親委託前であっても、フォスタリング事業として実施するのであれば対象となります。ただし、里親による加害行為等の場合は個別判断となります。

### 2. フォスタリング機関の賠償責任補償について

Q1 全社協の「しせつの損害補償」など他制度にも加入している場合、両方の保険から補償を受けることはできますか。

A1 1つの事故に対して、賠償責任補償の保険金を重複して支払うことはできません。

Q2 補償対象となるのはフォスタリング機関(施設)の敷地・建物内の事故だけですか。

A2 フォスタリング機関(施設)の敷地・建物外の事故でも、当該機関に管理責任がある場合は対象となります。例えば外部の会場での研修中にフォスタリング機関の役職員の不注意により参加中の里親にケガを負わせた場合などは補償対象となります。

Q3 フォスタリング機関が所有する自動車業務中に自動車事故を起こした場合、賠償補償の対象となりますか。

A3 自動車に起因する賠償責任は免責事由に該当するため、本制度では補償対象となりません。自動車保険での対応となります。

### 3. フォスタリング機関の役職員のケガの補償について

Q1 他業務を兼務している職員も加入できますか。

A1 専従・兼務を問わず加入できます。ただし、フォスタリング業務以外の業務に起因して負ったケガ等は、本制度では補償対象外となります。

### 4. 里親の賠償責任補償について

Q1 里親が子どもの私物を誤って破損してしまいましたが、里親の賠償責任補償の対象となりますか。

A1 里親の養育に起因して生じた事故については補償の対象となります。

Q2 里親が子どもを自動車に乗せてフォスタリング機関に向かう途中で事故を起こした場合、里親の賠償責任補償の対象となりますか。

A2 自動車に起因する賠償責任は免責事由に該当するため、本制度では補償対象となりません。自動車保険での対応となります。

Q3 新規里親の支援のため、フォスタリング機関が経験のある里親を派遣する場合、「里親の賠償責任補償」や「里親・子どものケガの補償」の加入対象になりますか。

A3 フォスタリング機関に登録されている里親であれば、委託を受けていなくても加入対象となります。

### 5. 子どもの賠償責任補償について

Q1 年度の途中で子どもが12歳となる場合、中途加入はできますか。また、12歳となった時点から賠償責任が発生すると考えてよいのでしょうか。

A1 中途加入は可能です。また、責任能力の有無は個別に判断されますが、一般的には12歳以上より責任能力があると判断され賠償義務が生じるものと考えられるため、12歳になった時点で加入いただくことが望ましいと考えます。

Q2 12歳になった子どもがいますが、保険の加入を忘れていたので、遡って加入することはできますか。

A2 遡っての加入はできません。加入申し込みをいただいた翌月1日(加入期日(毎月20日)を過ぎている場合は、翌々月)からの適用となります。

Q3 子どもが里親の家財や所有物を破損した場合、子どもの賠償責任補償で支払うことはできますか。

A3 子どもの賠償責任補償では、里親に対する損害賠償責任は免責事項となっているため、補償の対象外となります。

### 6. 里親および子どものケガの補償(24時間補償)について

Q1 フォスタリング機関で一時預かりをしていた子どもが宿泊中にケガを負いました。この場合は補償の対象となりますか。

A1 子ども自身が負ったケガについては本補償の対象となります。また、フォスタリング機関の過失によりケガを負った場合であれば、「フォスタリング機関の賠償責任」に加入していれば、賠償責任を補償することもできます。

Q2 子どもが通学途上で事故にあった場合、補償の対象となりますか。

A2 日常生活を含む24時間補償としていることから、対象となります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。  
 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。  
**【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】**

**この保険のあらまし(契約概要のご説明)**

- 商品の仕組み:この商品は各種賠償責任保険、傷害総合保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者:社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 保険期間:2024年4月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日:2024年3月20日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - 加入対象者:全国社会福祉協議会・都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会(各種別協議会など)の会員であるフォスタリング機関
  - 被保険者:(1)賠償責任補償
    - ①フォスタリング機関の賠償責任補償<施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者倍賞責任保険>フォスタリング機関
    - ②里親の賠償責任補償<施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険>里親
    - ③子どもの賠償責任保険<個人賠償責任特約セット傷害総合保険>12歳以上の委託児童
  - (2)①フォスタリング機関職員 केガの補償<普通傷害保険>フォスタリング機関職員
  - ②里親・子どものケガの補償<傷害総合保険>里親・子ども
- お支払方法:指定口座へのお振込み(一括払)
- お手続方法:必要書類をご記入のうえ、全国社会福祉協議会 総務部までご送付ください。
- 中途加入:保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2025年4月1日午後4時までとなります。
- 中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、全国社会福祉協議会までご連絡ください。
- 満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

**補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】**

<フォスタリング機関の賠償責任・里親の賠償責任>

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用</p> <p>※損保ジャパンの承認を得て支出した費用に限り、</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続きます。)</p>	<p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p><b>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</b></p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限り、</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限り、</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</b></p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石棉または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任</li> <li>・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任</li> </ul> <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物<sup>(注)</sup>の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任</p> <p>(注)『管理財物』といい、以下のア.からイ.に限定されています。</p> <p>ア.記名被保険者が所有する財物</p> <p>イ.記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)</p> <p>⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。)</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続きます。)</p>

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>(前ページからの続きです。)</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、①～⑥の合計金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">施設所有管理者賠償責任保険</p>	<p>(前ページからの続きです。)</p> <p><b>【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】</b></p> <p>①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任</p> <p>②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)</p> <p>③給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>④屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑤仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後に、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。</p> <p>⑥被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任</p> <p>⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑧次のア.からウ.に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任</p> <p>ア.記名被保険者の役員または使用人</p> <p>イ.記名被保険者の下請負人</p> <p>ウ.記名被保険者の下請負人の役員または使用人</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>この保険では、生産物を製造・販売する事業者や、工事・作業を行う事業者が、①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用</p> <p>※損保ジャパンの承認を得て支出した費用に限り、</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、①～⑥の合計金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>※事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">生産物賠償責任保険</p>	<p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p><b>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</b></p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限り、</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限り、</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</b></p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石棉または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任</li> <li>・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任</li> </ul> <p>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物<sup>(注)</sup>の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任</p> <p>(注)『管理財物』といい、以下のア.からウ.に限定されています。</p> <p>ア.記名被保険者が所有する財物</p> <p>イ.記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)</p> <p>ウ.所有財物および受託財物以外の作業の対象物</p> <p>⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。)</p> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>【特約条項の免責事由(生産物特約条項の場合)】</b></p> <p>①生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)</p> <p>②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限り、</p> <p>③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任</p>

※施設所有管理者賠償責任保険と生産物賠償責任保険、受託者賠償責任の適用地域は日本国内となります。この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

<フォスタリング機関の賠償責任>

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、他人から預かった物(受託物)を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <p>①損害賠償金(修理費等)</p> <p>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用</p> <p>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</p> <p>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用</p> <p>※損保ジャパンの承認を得て支出した費用に限りです。</p> <p>⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用</p> <p>⑥受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額(自己負担額)を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>*修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>この保険では、直接である間接であることを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p><b>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</b></p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限りです。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限りです。</p> <p>⑤記名被保険者の使用者等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p><b>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</b></p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石棉または石棉を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任</li> <li>・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任</li> </ul> <p>⑤サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます)</p> <p><b>【特約条項の免責事由(受託者特約条項の場合)】</b></p> <p>①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐欺に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限りです。</p> <p>③貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任</p> <p>④受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任</p> <p>⑤給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汜らんする液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑥屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑦受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑧自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任</p> <p>など</p>

受託者賠償責任保険

<子どもの賠償責任>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	<p>①故意または重大な過失による場合</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</p> <p>④脳疾患、疾病または心神喪失</p> <p>⑤妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為<sup>(※1)</sup>を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※2)</sup>のないもの</p> <p>⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</p> <p>など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>
後遺障害保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%<sup>(※)</sup>～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p style="text-align: center;">後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(78%<sup>(※)</sup>～100%)</p> <p>(※)「後遺障害等級限定補償特約(第1級～第3級)」をセットしています。</p>	<p>①故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両<sup>(※1)</sup>、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故</li> <li>・置き忘れ<sup>(※2)</sup>または紛失</li> <li>・詐欺または横領</li> <li>・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み</li> <li>・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取</li> </ul> <p>など</p> <p>(※1)次のア、からウ、までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア、主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ、身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
個人賠償責任(国内外補償)(注)	<p>日本国内または国外において、被保険者<sup>(※1)</sup>が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>②被保険者<sup>(※1)</sup>の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③日本国内で受託した財物(受託品)<sup>(※2)</sup>を壊したり盗まれた場合</p> <p>④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等<sup>(※3)</sup>を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア、本人 イ、本人の配偶者 ウ、本人またはその配偶者の同居の親族</p> <p>エ、本人またはその配偶者の別居の未婚の子</p> <p>オ、本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族に限りです。)。ただし、本人に関する事故に限りです。</p> <p>カ、イ、からエ、までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族に限りです。)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りです。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノートパソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器</li> <li>・義歯、義肢その他これらに準ずる物</li> <li>・動物、植物</li> <li>・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</li> <li>・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿</li> <li>・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品</li> <li>・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物</li> <li>・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</li> <li>・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具</li> <li>・データやプログラム等の無体物</li> <li>・漁具</li> <li>・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物</li> <li>・不動産</li> </ul> <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p>	<p>①故意</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害</p> <p>③地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</p> <p>⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑦心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両<sup>(※1)</sup>、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩環境汚染に起因する損害賠償責任</p> <p>⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <p>⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故</li> <li>・置き忘れ<sup>(※2)</sup>または紛失</li> <li>・詐欺または横領</li> <li>・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み</li> <li>・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取</li> </ul> <p>など</p> <p>(※1)次のア、からウ、までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア、主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ、身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

(注)補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。



<里親・子どものケガの補償>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失による場合 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78% <sup>(※)</sup> ～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(78% <sup>(※)</sup> ～100%) (※)「後遺障害等級限定補償特約(第1級～第3級)」をセットしています。	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)
	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限り、なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。	⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	手術保険金 事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限り、なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。	⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 <sup>(※)</sup> を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。	

<フォスタリング機関役職員のケガの補償>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失による場合 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害に限り、なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。
	後遺障害保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害に限り、なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	入院保険金 事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	(前ページからの続きです。) ④脳疾患、疾病または心神喪失 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害に限り、なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。
	手術保険金 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限り、なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 <sup>(※1)</sup> ②先進医療に該当する手術 <sup>(※2)</sup> <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。	⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 <sup>(※)</sup> を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 <sup>(※)</sup> を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【被害事故】	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 <sup>(※1)</sup> および同性パートナー <sup>(※2)</sup> を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★他の保険契約等<sup>(※)</sup>の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

### 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分に限ります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

### 4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

\*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

### 5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●施設所有管理者賠償責任保険、生産物賠償責任および受託者賠償責任保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品 購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 <sup>(※)</sup> 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払で契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

傷害総合保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割<sup>(注)</sup>までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

施設所有管理者賠償責任保険、生産物賠償責任および受託者賠償責任保険は、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。